

うきは市告示第59号

平成27年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成27年11月25日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成27年12月3日（木）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

藤田 光彦君

伊藤 善康君

諫山 茂樹君

櫛川 正男君

大越 秀男君

三園三次郎君

高山 敏枝君

岩佐 達郎君

○12月7日に応招した議員

○12月8日に応招した議員

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成27年 第4回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成27年12月3日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成27年12月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程 (議案第77号から議案第92号まで16件、請願第2号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告 (総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第78号 平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第8 議案第79号 平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第9 議案第80号 平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第10 議案第82号 久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第86号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第12 議案第87号 うきは市納骨堂の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第88号 うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第91号 うきは市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第92号 うきは市と畜場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 請願の委員会付託 (請願文書表)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程 (議案第77号から議案第92号まで16件、請願第2号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告 (総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第78号 平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

- 日程第8 議案第79号 平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第80号 平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第82号 久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について
日程第11 議案第86号 市有財産の無償譲渡について
日程第12 議案第87号 うきは市納骨堂の指定管理者の指定について
日程第13 議案第88号 うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第14 議案第91号 うきは市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第92号 うきは市と畜場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第16 請願の委員会付託（請願文書表）

出席議員（15名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鏝水 英一君 |
| 3番 熊懷 和明君 | 4番 中野 義信君 |
| 5番 佐藤 湛陽君 | 6番 上野 恭子君 |
| 7番 江藤 芳光君 | 8番 藤田 光彦君 |
| 9番 伊藤 善康君 | 10番 諫山 茂樹君 |
| 11番 櫛川 正男君 | 12番 大越 秀男君 |
| 13番 三園三次郎君 | 14番 高山 敏枝君 |
| 15番 岩佐 達郎君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | |
|------------|------------|
| 局 長 熊懷 洋一君 | 記録係長 浦 聖子君 |
| 記録係 伊藤 諒平君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------------|--------------------|
| 市長 ----- 高木 典雄君 | 副市長 ----- 吉岡 慎一君 |
| 教育長 ----- 麻生 秀喜君 | 市長公室長 ----- 高木 勲美君 |

| | | | |
|-------------|--------|--------|--------|
| 総務課長 | 石井 好貴君 | 会計管理者 | 田辺 敏文君 |
| 市民協働推進課長 | 楠原 康成君 | 企画財政課長 | 金子 好治君 |
| 税務課長 | 宇野 弘君 | 徴収対策室長 | 段野 弘美君 |
| 市民生活課長 | 重富 孝治君 | 生涯学習課長 | 安元 正徳君 |
| 保健課長 | 増岡 寿君 | 福祉事務所長 | 秦 克之君 |
| 住環境建設課長 | 高瀬 智君 | 農林振興課長 | 熊谷 泰次君 |
| うきはブランド推進課長 | | | 野鶴 修君 |
| 水資源対策室長 | 高木新一郎君 | 学校教育課長 | 内藤 一成君 |
| 浮羽市民課長 | 清原 隆之君 | 自動車学校長 | 今村 一朗君 |
| 総務法制係長 | 大石 恵二君 | 財政係長 | 高瀬 将嗣君 |

午前9時00分開会

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） 改めまして、おはようございます。それではこれより平成27年第4回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に1番、岩淵和明議員、2番、鍮水英一議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月3日から12月15日までの13日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月3日から12月15日までの13日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しています、諸般の報告文書をごらんください。

10月2日に福岡県南市議会議長会が開催されました。

以下、各会議等が開催されましたので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。平成27年第4回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には市政運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本12月定例会は、条例の制定や補正予算などに関して御審議をお願いするわけではありますが、第3回定例会以降、本日までの主だった事業等について御報告をさせていただきます。

実りの秋、スポーツの秋、文化の秋ということで、市としましてもさまざまなイベント等の取り組みを行いました。議員の皆様には積極的な御参加をいただき、ありがとうございました。

まず、JAにじ管内の本年の農作物の状況についてお知らせをいたします。ことしは8月25日に襲来した台風15号の暴風雨による被害が深刻でありました。農作物を中心に、市全体で3億円を超える大きな被害となり、そのうち農業被害が2億8,000万円に上りました。

このような状況の中で、米の作況指数であります。県全体で95のやや不良で、筑後地域でも同数値となっております。要因としては、田植え期からの分けつ期の日照不足に加え、台風15号による倒伏やもみずれによる被害が考えられます。

果物類につきましては、柿は富有が、現在、出荷中ではありますが、生産量的には豊作であった昨年と比較いたしますと、数量は91%程度と昨年を下回る状況であります。また、単価についても昨年並みと低い状況であります。梨については、幸水、豊水、秋月、新高、新興と全ての品種で昨年の数量を大きく下回る69%程度となっております。単価は122%となっておりますが、販売額は86%程度で、台風による被害が大きく響いている状況であります。ブドウにつきましても、数量はほぼ全ての品種で昨年を下回る74%程度となっております。単価は113%となっておりますが、販売額は84%程度で、梨同様、低い状況となっております。

総括すると、ほぼ全ての作物で台風等による減収となっており、米については、数量はやや多目でありましたが、価格については、昨年大きく減額となった仮渡金は9,000円台まで回復したものの依然として低く、非常に厳しい状況に変わりはないようでございます。果物類につきましても、数量の大幅な減で、単価は昨年を上回るものの、販売額が落ち込み、ことしは特に厳しい状況となっております。

9月24日から27日にかけて、都市部からうきはに移住し、職員としてブランド開発に活躍中の地域おこし協力隊員が、うきはで日本暮らしを体感してもらおうと、4日間のうきはスペシャルジャーニーを実施しました。福岡県下最大となる9名の地域おこし協力隊員が参加した、大学生など全国の若者12名に対して、4日間にわたり、さまざまな体験をコーディネートしました。

10月10日、積水化学グループ九州の社員及び家族約140名の皆さんにより、つづら棚田周辺の森林セラピーロードで「積水化学の森・うきは」森づくり活動を実施していただきました。平成25年7月の協定締結から5年間にわたり、企業の社会貢献活動として、環境意識の啓発とふるさとの風景を守るために森林保全活動に取り組んでいただいております。

10月12日、スポーツアイランドにて第11回うきは市民運動会を開催いたしました。多くの皆さんに参加いただき、市民の交流が図られ、盛会のうちに終了することができました。今後とも市民の皆さんのスポーツの振興と住民相互の親睦を図ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

10月13日、運行開始2周年を迎えるクルーズトレイン「ななつ星in九州」を祝福しようと、市内全保育所の年長児230名が、JRうきは駅と山春保育所で小旗を振って歓迎をいたしました。運行開始から2年間、自然な形で関係が続き、うきはのおもてなしの心が世界に発信されているのではないかと思います。

10月19日、ことし1月に開催されたフランス料理世界コンクールの日本代表として世界5位を受賞した、うきは市吉井町出身で兵庫県芦屋市のレストラン料理長、高山英紀シェフを講師にお招きし、姫治小学校の全校児童を対象に、食や料理への関心を高めようと味覚の授業を実施していただきました。高山シェフには、子供たちと一緒に給食も調理し、食事を楽しんでいただきました。

10月27日、三春工業団地において、待望の株式会社ROKI福岡の新工場建設に供う上棟式がとり行われました。概要といたしましては、鉄骨づくり2階建て、建築敷地面積1ヘクタールとなっております。現在、工事は順調に進んでおり、本年度中には操業を開始することとなっております。当初としては30人程度の採用を見込んでいるとのことでございます。

10月30日、JAにじと共同で設立した農業生産法人株式会社うきはレインボーファームの農業研修施設の竣工式を実施いたしました。うきは市の基幹産業である農業の振興を図るため、JAにじ管内で、農業経営を希望する人に農業技術や経営方法などの研修を行いながら、新規就農者を育成すべく取り組むものであります。

研修は原則2年間で、第1期研修生として既に2名が応募し、9月から研修が始まっております。研修施設として、トマトの袋鉢栽培を行うためのハウスも9月に完成し、さらに同月24日

には市、JA関係者と研修生とでトマト6,300株を定植し、施設の内外ともに整ったため、今回の竣工式を実施したものであります。袋鉢栽培によるトマトの初出荷は今月下旬を予定しており、今後もうきはレインボーファームでは、全国からさらなる就農希望者を受け入れていく方針であります。

10月31日、11月1日には、うきはアリーナにおいて、うきは祭り2015を開催いたしました。おいしい食べ物あり、食育健康コーナーあり、手づくり雑貨や体験ブースありと、うきはを丸ごと体験できる内容が盛りだくさんとなりました。友好都市の北海道枝幸町のほか、長崎県平戸市や壱岐市、群馬県下仁田町、各自治協議会などによるブースが所狭しと並びました。市内、市外から多くの皆さんでにぎわっていただき、交流がさらに広がり、盛会のうちに終了することができました。

11月1日から3日にかけて、白壁ホールを中心に第11回うきは市民文化祭を開催いたしました。この日のために練習を積み重ねた展示、芸能のすばらしさを伝える祭典となりました。身近な芸能文化に触れる機会として、多くの皆さんに参加をいただいたところであります。

11月17日、ヤマト運輸株式会社うきは支店と、災害時における物資輸送等の協力に関する協定を締結いたしました。地震、風水害などの災害が発生するおそれがある場合において、避難所等への迅速かつ的確な物資等の輸送及び災害情報の収集、提供並びに道路情報の提供を行っていただきます。3年前の九州北部豪雨災害以降、企業や団体との協定を締結しておりますが、同社との締結により、20例目となりました。

11月18日、我が国の産業文化を支えてきたものづくりを継承発展させ、ものづくりを支える人材の意欲を高め、その存在を広く社会に知らしめることを目的に創設された表彰制度である内閣総理大臣表彰第6回ものづくり日本大賞が発表され、作業効率24倍を達成し、業界初の四輪駆動式乗用草刈機「まさお」の開発で、株式会社筑水キャニコム、包行均氏ほか3名が優秀賞を受賞されました。さらに、日本で初めて脱脂綿を使いエコテックス認証を受けた健康寝具パシーマの開発で、龍宮株式会社、梯恒三氏ほか5名が九州経済産業局長賞を受賞されました。

今回、受賞された製品、技術開発部門は、高度な技術的課題を克服し、従来にない画期的な製品、部品や生産技術の開発、実用化をさせた個人またはグループを表彰するものであります。

11月28日、藤波ダム公園のボランティア草刈りを実施いたしました。議員の皆様、そして妹川地区自治協議会の皆様を初め、約140名の方に参加をいただき、無事、作業を終了することができました。本当にありがとうございました。

12月2日、昨日でございますが、総務省消防庁より無償貸与消防車両の引き渡しを受けました。消防庁では、近年、全国各地で発生している大規模自然災害に備え、地域防災力の中核である地方公共団体の消防団の充実、強化を図ることを目的とし、救助資材を搭載した消防車両を市

町村に対して無償貸与を行っております。うきは市では、救助資材搭載型消防ポンプ自動車を申請し、このたび貸し付けが決定されたものであります。同車両は、全国で44台が無償貸与予定であり、県内では、うきは市のみの貸し付けとなっております。

最後になりましたが、県市長会、九州市長会についてであります。10月7日には、福津市において第129回福岡県市長会が開催されました。また、10月16日、17日には、宮崎県延岡市において第117回九州市長会が開催されたところであります。県市長会では、地方自治体に対する財政的支援や国の役割の明確化など、地方創生推進についての要望を全会一致で可決をいたしました。また、九州市長会においては、環太平洋経済連携協定——TPPであります。この大筋合意に伴う十分な国内対策を講じることなどを盛り込んだ農林水産業新興など16議案を承認し、関係機関に要望することが決定されました。

以上、御報告させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第77号から議案第92号までの16件、請願第2号1件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成27年第4回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年は9月以降、残暑もそれほど厳しくなく、気温は平年に比べ、若干低目で推移をしておりましたが、11月に入ってから逆には高目となっております。しかしながら、先週後半には急に冷え込み、山間部には降雪が見られるなど、気候変動の激しい状況となっております。降水についても同様で、晴天が長く続く中、台風崩れの低気圧により、一転して日雨量が80ミリを超える降雨が発生するなど、変動の大きな状況でした。このような中、うきは市におきましては、8月に台風15号による大きな被害を受けたものの、その後につきましては、大きな気象災害の発生は見られない状況となっております。

早いもので、本年も既に12月となり、残すところ4週間となりました。議員の皆様方におかれましては、何かと気ぜわしい状況かと思えます。現在、国のほうでは地方創生に加え、新たに

一億総活躍社会の実現に向けて対応を図っているところであり、先月26日に一億総活躍国民会議から一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策に関する取りまとめが発表されたところであります。これらに共通して言えますことは、地域の活力を高めることが我が国全体の活力の創造に結びつくことでもあります。

うきは市におきましては、さきの9月議会で議決をいただきましたうきは市ルネッサンス戦略、また、本議会で御審議をいただきます第2次うきは市総合計画に基づき、今後の国の新たな施策にかかわる動向を踏まえながら、喫緊に必要とされる事業を議会と執行部とが連携して展開を図ることにより、うきはの活性化に結びつけていくことが求められております。

これから年末年始を迎えるに当たり、何かと用務が重なり、議員の皆様におかれましても、公私ともに多忙な状況になろうかと思いますが、活力ある、うきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

さて、本日提案しております議案は条例案件4件、予算案件4件、その他の案件8件の合計16件となっております。

まず、議案第77号から議案第80号までは、平成27年度補正予算についてであります。

議案第77号は、平成27年度うきは市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,849万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,042万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市民税8,732万1,000円、固定資産税1,254万3,000円、財産売払収入2,636万8,000円、基金繰入金1億1,295万円、市債3,180万円の増額補正と、国庫補助金1,369万9,000円、県補助金7,160万4,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、民生費では社会福祉費5,121万7,000円、生活保護費1,595万6,000円、商工費では商工費1億494万7,000円、災害復旧費では公共土木施設災害復旧費7,100万円、諸支出金では特別会計繰出金8,412万8,000円の増額補正と、総務費では総務管理費2,704万7,000円、民生費では児童福祉費2,283万5,000円、農林水産業費では農業費6,740万円、公債費1,671万9,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第78号は、平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億381万1,000円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金8,412万8,000円の増額補正と、国民健康保険税1,664万

3,000円、療養給付費等交付金5,478万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、保険給付費で療養諸費2,100万円の増額補正と、同じく保険給付費で高額療養費1,000万円の減額補正を計上いたしております。

議案第79号は、平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）についてであります。

教習車の購入に係る債務負担行為の設定を行うものでございます。

議案第80号は、平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。補正の内容につきましては、総務費の総務管理費404万1,000円の増額補正と、公債費105万2,000円、予備費298万9,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第81号は、飯塚市とうきは市との間の電子情報処理組織による戸籍事務の委託についてであります。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、戸籍事務について委託に係る規定を定め飯塚市に事務委託することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第82号は、久留米広域市町村圏事務組合理約の変更についてであります。

久留米広域市町村圏事務組合の事務所の位置の変更に伴う組合理約変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第83号は、久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてであります。

久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第84号は、久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結についてであります。

久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することに伴う久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結について、久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第85号は、第2次うきは市総合計画の策定についてであります。

第2次うきは市総合計画の策定について、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第86号は、市有財産の無償譲渡についてであります。

旧労働会館を、障害者就労支援を行う施設として使用するため、無償で譲渡をお願いしたいとの社会福祉協議会の要望を受け無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第87号は、うきは市納骨堂の指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了に伴い、指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第88号は、うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定についてであります。

これにつきましても、指定期間の満了に伴い、指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第89号は、うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関し、必要な事項を定めるものでございます。具体的には、乳幼児、子供の医療費や重度障害医療費、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務の個人番号の利用等について条例を定めるものでございます。

議案第90号は、久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定についてであります。

議案第83号、第84号に関連しまして、久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することに伴い、久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止するものでございます。

議案第91号は、うきは市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

徴収の猶予等の規定の整備及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う規定の整備を行うため、条例の改正を行うものでございます。

議案第92号は、うきは市と畜場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

と畜場を廃止するため、条例を制定するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、改めて担当課長より説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

ここで、各委員長に御協力をお願いします。議事進行の関係上、調査報告につきましては、できるだけ簡潔にお願いをしたいと思います。それでは7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、総務産業常任委員会の閉会中の調査について御報告を申し上げます。議長からございましたとおり、要点を簡潔に努めたいと思います。

まず、今回の調査は2つのテーマで実施をいたしております。1点が、下水道接続推進に関する調査、それから、うきは市の道路・橋りょう及び景観等に関する調査、この2つのテーマで調査を実施いたしております。

まず、下水道接続推進に関する調査でございますが、10月26日、1泊2日で佐賀県の唐津市、それから熊本県の菊池市、それぞれ温泉等に関する自治体を選定いたしまして実施いたしております。

調査の趣旨であります、今年7月に下水道接続推進に関する調査において、いまだ接続が進まない温泉や工場等の事業所、いわゆる大口事業所の接続推進に係る料金設定等の施策について、近隣他市の状況を調査したものでございます。

調査の概要でございますが、まず、佐賀県の唐津市でございます。

唐津市は、平成17年1月と18年1月に9市町村が合併しております、人口が12万6,000人、面積が487.54平方キロ、うきは市の4倍の面積であります。下水道の特徴といたしましては、面積の32%が森林でございます、河川や海岸沿いの平地に集落が点在しております、玄界灘には7つの有人離島がございます。このために唐津湾に面した市街地は公共下水道、狭い平地の集落は農漁業集落排水事業、離島は漁業集落排水事業と小規模の集合体でございます、36カ所の処理区、32の処理場を有しております。

この唐津市の課題は、離島の管理、それから汚泥の引き抜き清掃にフェリー等が使われているということでございます。このために農漁業集落排水事業と浄化槽整備事業の料金収入では維持管理費が賄えないということが課題でもございます。しかしながら、唐津市は全域が都市計画区域に指定されておまして、接続についての懸念はほぼないということでございました。

また、温泉等の下水道使用料につきましては、旅館はございますが、公衆浴場でございまして、いわゆる銭湯でございます。料金は1立法メートルにつきまして38円と設定されております。この38円の根拠をただしましたけれども、回答がございませんでした。わからないということでございました。いずれにしても、計量につきましては、上水道等の水道の量を基礎としながら

の計測を行って料金に反映するという仕組みでございます。

次に、熊本県の菊池市でございます。

菊池市は平成17年3月に4市町村が合併、人口5万人、面積、うきは市の約2倍でございます。下水道の特徴といたしましては、山間部が多いために公共下水道のほかに特定環境保全公共下水道や農業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、浄化槽市町村整備推進事業を実施しております。下水道事業については8つの処理区、処理場がございまして、そこで出された汚泥の一部は、一部事務組合が設置しておりますクリーンセンターで処理されております。

調査課題の1つであります菊池温泉のほかに市内の各所に温泉がございまして、下水道使用料の区分には公衆浴場用（温泉汚水を含む）料金の設定がございまして、こちらは1立方メートルが45.3円ということで設定をされております。これについても、この金額の根拠は何かということをお尋ねしましたけれども、わからないということで、後で報告ということでございましたが、やっぱりわからないということでございます。

特に菊池市は、菊池川の河川水質汚濁防止の意識が高うございまして、市内河川の汚濁を心配し、早くから下水道事業が進められております。また、唐津市と同様に都市計画の指定もあり、接続率が高いと言えます。

この中で、さっきの唐津市の接続率、水洗化率が86.7%、それから、菊池市が83.1%という数字になっております。

次に、主な議論でございますが、お手元にA3の広い表を2枚添付いたしておりますので、どうぞ御参照いただきたいと思いますし、割愛させていただきます。

所見でございますが、今回の調査は、下水道への接続と、その料金設定が主な議論として調査を行いました。両市ともに都市計画が設定されており、都市計画法上の義務から下水道の接続はスムーズに行われております。また、料金設定はそれぞれ水道利用と井戸水利用を考慮した設定となっており、特に菊池市については、温泉旅館やほかの業種についても細かく料金設定がなされており、大変参考となったところであります。

最後に、今後うきは市の接続推進の課題であります。今回の調査を踏まえまして、まずは、1点目は、市内公共ますは設置されておりますけれども、いまだ接続されていないというのは1,456戸ございます。これをいかに優先して推進するかが1つ。2点目は、大口事業所と言われます事業所等、未接続の実態の把握、これによる接続の推進。3点目が、今回の調査で行いました菊池、それから唐津の温泉等の1立米当たりの料金に対する、うきは市がこの辺をどう設定するか、この3つを課題としたいというふうに思って、執行部のほうに進めていただきますようお願いしたいところであります。

次、テーマの2点目でございますが、うきは市の道路・橋りょう及び景観等に関する調査、先月

1 1月26日に市役所内で行いました。

調査の趣旨でございますが、市内の道路・橋りょうの点検状況及び道路河川の景観維持について調査を行いました。道路及び橋りょうについては、道路、橋の老朽化の実態とその対応、いわゆる長寿命化計画の概要と計画の推進状況を把握し、道路、河川の景観維持については、年々荒廃が広がる雑草対策等を主なテーマとして調査を実施いたしました。

まず、我が国における道路等のインフラ、老朽化対策の概要が示されております。まず、老朽化の概念というのは、耐用年数50年とされております。道路等インフラの現状でございますが、全橋りょう約70万橋のうち、約50万橋が市町村道となっております。そして、一部の構造物で老朽化による変状が顕著化されております。それから3点目は、市町村道、橋で近年5年間で通行規制等が2倍以上に増加しているということでございます。

国土交通省の取り組みと目指すべき方向性としては、本格的にメンテナンスサイクルを回すための取り組みに着手ということでございまして、平成25年6月に道路法が改正されまして、点検基準の法制化、国による修繕等代行制度の創設、それから、インフラ長寿命化基本計画が25年の11月に策定されております。その結果によって、法令に基づく定期点検の基準ですけども、これは国交省の省令・告示がなされております。点検は5年に1回、近接目視を基本として実施。次に、健全性の診断結果を4段階に区分となっております。

それでは、うきは市の道路・橋りょうの老朽化対策についてであります。

この表に上げておるとおりでございますが、うきは市の道路の現況については、浮羽町と吉井に区分してございまして、合わせて96路線。お手元の資料に地図を添付いたしておりますので、御参考いただきたいと思います。それで、この96路線につきまして、26年度、前年度と今年度、浮羽町工区と吉井工区それぞれに調査を実施いたしておるところでございます。浮羽町のほうは36路線、74.39キロメートルでございます。調査はいろんなシステムを搭載した車両によつての実施でございます。吉井町は今年度でございますが49路線、54.94キロメートルということで、調査方法については一緒であります。

この調査結果でございますが、浮羽町の工区につきましては、早急に改善が必要な区間が3.6%、修繕が必要な区間が16.6、修繕が望ましい区間が33.1、望ましい管理水準にあるというのが約半数の46.7%になっております。ちなみに、早期に修繕を要する区間が7区間ありまして、2.14キロメートルでございます。吉井工区は、今、まだ調査中の部分もありますが、早急に修繕が必要な区間が2.4%で7区間、1.94キロメートルとなっております。

いずれにしても、この事業については、国から道路とともに6割の国庫補助対象となっております。

次に、橋の関係でございますが、うきは市の橋りょう長寿命化計画、うきは市が管理する橋りょう

うは612橋あります。このうちの長寿命化修繕計画の対象橋りょうは69橋を選定いたしております。この選定の条件については、橋の長さが7メートル以上でございます。それから、この69橋の中で50年を経過する橋が、平成25年度で11橋、16%。それから、45年度——あと18年後ですね。43橋、61%が45年度に経過するということになります。

そして、うきは市の橋りょうの点検結果が27年、ことしの10月現在で出ております。全92橋を96に訂正をお願いします。健全であるというのが24橋、26.1%、それから緊急に措置を講ずるべき状態は0%で、ございませんでした。あとは記載のとおりでございます。

1つだけ現地調査を行っております。浮羽町の流川橋で現地調査を行っております。特に問題なく補修は終わっておりますけども、1つ指摘がありましたのが、橋りょう本体の伸縮措置は完了しているものの、伸縮機能が両翼の手すり、ガードに及んでおらず指摘項目といたしましたが、執行部で措置するというところで議了といたしております。

次に、道路及び河川の景観対策です。何といたっても雑草——道路河川等にそのまま放置されている雑草対策であります。国道については、国は年に1回しか予算の都合上なされないということもございます。今後そういうものを、うきは市の景観魅力が基盤でございますので、この点をどうするかということで議論をしたところであります。

対策としては、景観保全事業として一定の費用を交付して自治協議会に委託する方式が最も現実的な対策であると執行部に検討を委ねたところであります。また、道路愛護が、春が4月から5月、秋が9月でございますが、雑草の最盛期である夏に、その時期を変更する検討もやるべきではないかということでございます。今、道路愛護の実態というのはなかなか、協力いただきますけども仕事はそうないという状況もございますので、どうぞ総合的な判断をお願いしたいと思います。

その他でございますが、1点目が三春工業団地、ROKIが進出して建設中で、いよいよ操業が新年から開始されます。これに対する搬入、搬出道路を工業団地から大石西高見の大藤金物店に向かう道路の整備をどうするのか。これは大石長野水道の見学者のバスの駐車場等々も考えられますので、この辺を対応するように求めたところであります。

2点目は、都市計画への移行対策であります。市長から、来年度から都市計画に移行するという答弁もいただいております。これも上水道とともに市の根幹をなす大きな基盤事業でございますので、これはもう、専従体制でしっかり将来に向けての構想を練っていただきたいというふうをお願いをしたところであります。

以上が報告であります。終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 2ページの7行目ですが、温泉等の下水道の使用料についてでございますが、確認ですが、ここは全域が都市計画区域に指定されておりということで、7行目に書いてるのは、公衆浴場汚水の対象は銭湯でありということでございますが、一般の旅館はどうなったのかが知りたいわけでございます。

それと2点目、2ページの最後で、温泉旅館や他の業種についても細かく料金設定がされておりますということでございますが、これはあくまでも下水道使用料なのか、また、上水道なのか、その2点を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） お答えをいたしたいと思います。ちょっとほかの旅館の関係ですけども、細かいところについては調査いたしておりません。ぜひ知りたいなら、詳細なものがありますので、後ほどまた対応します。

もう1点が、温泉の水が上水か、それとも下水。これは下水道ですね。ただ、計測する目安とする水量が、あくまでも上水道なり水の使用料をもって――排水になりますから、それを基礎にして料金設定しているということでございますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、12番、大越厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 厚生文教委員会より、閉会中の調査について報告をいたします。

今閉会中には、3つのテーマについて調査をいたしました。

去る10月5日に広島県呉市の国保財政健全化の取り組みについて調査をいたしました。呉市は、平成15年から17年にかけて1市8町で合併をし、25万人を越す人口規模でしたが、平成26年度当初では23万6,000人余りとなり、高齢化率は32%と同規模の市としては全国一となっているにもかかわらず、平成21年度以降、国保の経常収支は黒字を計上しており、当然、法定外繰り入れなしの健全運営がなされていることから、その事業について調査を行いました。

同市は、生活習慣病予防を柱とした保健事業を推進しており、中でもレセプトのデータ化を行うことでジェネリック医薬品使用促進、重複受診者への訪問指導など、さまざまな事業に取り組

んでおり、その事業は注目すべき財政効果を生んでおり、これらを中心に調査を行いました。以下については報告書の中に記載をしておりますので、御一読を願いたいと思います。

次に、翌10月6日に岡山県倉敷市の介護支援ポイント制度について調査をいたしました。なお、前日の10月5日、この日の10月6日、両日とも保健課、増岡課長にも同行していただき、調査を行いました。

倉敷市は、平成26年度末で人口48万3,000人余りの中核市で、全国的には多くの自治体で人口減少が続く中、その人口は今も年間300人余りずつ増加していますが、高齢化率及び要支援1から要介護5までの介護人口もふえ続けている中、介護予防事業として、高齢者自身の健康増進を図り積極的に地域に貢献することで、生き生きとしたまちづくりを実現することを目的とし取り入れられたのがボランティアによる介護支援のポイント制度です。

その仕組みは、ボランティアをする人が、1時間の介護ボランティア活動をすることにより1スタンプ——1スタンプは100ポイント、100ポイントは100円に換算できるということであります。1日2スタンプまでをもらい、そのポイントを翌年4月に換金するという仕組みになっていますが、その詳細については報告書に詳しく書いておりますので、御一読いただきたいと思います。平成22年10月の事業開始時点では482人のボランティア登録者数が、26年度末では603人と、その数は順調にふえ続けていることと、ボランティアポイントを換金した金額にはかなりの開きがあり、このことは、もらったボランティアポイントを換金した——例えば、全体で100ポイントあったとしますと、換金をしたのがそれ以下であったということの意味しております。かなりの開きがあり、市民が純粋にボランティアとして協力しているあかしでもあると思われませんが、その事業効果については、なかなか数値として算出しにくい面があるということでありましたが、このような施策が最終目的である市民の健康寿命延伸につながるのではないかと考えられました。

うきは市においても、介護予防、日常生活支援総合事業に取り組む必要があり、地域の実情に応じて住民などが主体的に参画し地域の支え合い体制を構築することが求められており、自治協議会などの組織がこのような介護ポイント制度の活用で、高齢者見守りや介護予防事業に参画することも必要ではないかと考えさせられた研修となりました。

次に、11月11日、うきは市内の社会教育関連施設についての調査を行いました。平成17年3月20日にうきは市が誕生して以来、それまでに浮羽、吉井両町が所有していた各施設は、総合体育センター「アリーナ」を除けば、そのほとんどが現在も合併当時のまま利用がなされていますが、合併時には既に20年以上経過していた施設ばかりであり、さらにその後10年経過した現在、それぞれに経年劣化と国民生活の近代化など、施設そのものが市民生活の現状にそぐわなくなっていることや、両町でそれぞれに類似した施設があり、施設の改修や建てか

えと同時に統廃合も考慮すべき時期に来ているとの認識で調査を行いました。

以下、各施設の詳細については報告書を御一読願いたいと思いますが、最優先に取り組むべき施設は生涯学習センターで、老朽化と平行してトイレ、空調、スペースとも利用環境が整っておらず、早急な改修が必要であると思われます。整備には多額の費用がかかることが予想され、合併特例債の期限が平成31年までであることを考えれば、時間的余裕はそんなにはないと思われます。

歴史資料館やホールについては、統廃合について早目の決断をすべきであり、大春トリムセンターについては、老朽化と同時に安全性の面からも廃止の方向で決断すべきではないかと感じました。

ただ、廃止や統合をするに当たっては、施設を定期的に使っている人や団体、地域の関係者の意見を聞いた上で、市民にも利用料金が発生する場合もあることや、距離的に遠くなるなどの負担がふえることなどを了解してもらい、着実に進めていく必要があると思われます。執行部においては、今後の施設活用方針や年次修繕計画を明確に策定し、限られた財源の中で効率的な管理運営に取り組むように求めたいと思います。

以上、厚生文教常任委員会の閉会中の調査報告といたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 4ページでお尋ねをしたいと思います。

ポイントが1時間ボランティア1スタンプということで、100ポイントは100円に換算ということですが、平成26年度の実績はどうなってるのかですね。数字等はここに出てあります。26年度の活動の実績等は出てありますけれども、換算された金額、26年度総額でどの程度になってあるのか、調べてあったらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 26年度の実績については、登録者が603人、うち活動を実際に行った人は497人であったと聞いております。そして、そのうち年齢的な構成は、71歳から75歳までの人が198人、約40%を占めているということでありました。獲得されたポイントあるいはそれを換金されたポイントについては調査を行っておりません。御指摘がありましたように、これは抜けておったなど今、反省しておるところでございます。

ただし、さっき申し上げたように、非常に市民のボランティア意識が高いということで、自分が持っている、例えば1,000ポイント持っておっても、自分は換金しないと。自分はボランティアとして介護支援をやったんだから金は要らないということで換金をしなかった人がかなり

あったということで、非常にその辺は私たちも感銘を受けたところでございました。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の関連ですけど、非常にいい制度だと思うんですね。

1つは、これはどこのアイデア、発案は。こういう制度の発案はどういうことで生まれたのか。それから、全国の自治体の中でどのくらいあるというふうにお調べなのか、この2点を参考にしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） この制度が誕生したいきさつというのは聞いてはいませんが、市役所内の担当課からのアイデアだったというふうなたしか記憶しております。ここには記録していません。

それから、全国でどの程度こういった制度を取り入れてる自治体があるのかについても、詳しくは調査していませんが、まだまだそんなに数は多くないということでございます。それ以上、わかりません。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 議案第78号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第7、議案第78号平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書の51ページをお願いいたします。

議案第78号平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億381万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

57ページをお願いします。

歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,664万3,000円の減額補正です。補正後の額が8億2,960万6,000円となります。これは9月末の調定額の見込みにより、補正をするものでございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目療養給付費等交付金5,478万円の減額補正です。補正後の額が8,694万3,000円となります。これは退職者医療制度療養給付費等交付金の減額によるものです。退職者医療制度は平成27年度に廃止となっておりますが、平成26年までの間における65歳未満の退職者を対象に経過的に存続をされております。27年度からは新たな加入者がなく、経過措置5年をかけて減額を見込んでおりました。5分の1減少として交付金を見込んでおりましたが、当初見込みより多く減額の見込みでございますので、今回補正を行うものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金8,412万8,000円の増額補正で、補正後が5億3,732万円となります。今回の補正で生じた歳入と歳出を合わせるための補正でございます。保険税の減額及び退職者医療制度療養給付等交付金の減額をしたことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。1款1項1目一般管理費、11節需用費56万1,000円の増額の補正です。これにつきましては、市民からの要望が多く、今回のクラウド化に合わせて保険証カードにするためのものでございます。現在、世帯で1枚でございますが、個人ごとに2枚折りのカードにするための当初印刷の差額と、それから、マスキングをした窓あき封筒、これを利用するため、これも当初印刷の差額について補正を行うものでございます。18節備品購入費14万4,000円の増額補正につきましては、高額医療などの新制度等に今度は個人番号が記載されることとなります。その書類を保管するための鍵のある扉つきトレイ、キャビネットを購入するためのものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助及び交付金3,300万円の療養給付費の増額補正でございます。療養給付費が不足するため、増額するものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費1,200万円の療養給付費の減額補正でございます。歳入で述べましたように退職者医療制度、5年の経過措置で交付金を多く見込んでいたため、交付金のほうが減額となりましたので、療養給付費についても減額をするものでございます。

4目退職被保険者等療養費、財源の組みかえによるものでございます。

次のページをお願いします。

2款2項2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金、補助及び交付金1,000万円の高額療養費の減額補正でございます。これにつきましても5分の1減少として交付金を多く見込んでいたため、療養費についても減額を、今回、行うものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金、これにつきましては、財源の組みかえによるものでございます。

次のページをお願いします。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金、23節100万円の増額補正です。還付金の不足によるものです。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 58ページで、退職者医療制度の減額が、先ほどの説明では5分の1減少で見えておったけれども、これが大幅にふえてるということですね。言いかえりゃあですよ。現在は、ふえてるのは何分の1になってるわけでしょうか。これは38.7%の減額ということでありますから、5分の1が、例えば2分の1ぐらいになったような格好になってるのかですね。残りが8,694万3,000円ということですから、全体としてはどの程度に減少されたのかですね。減少を見込んでおったけど、それがふえたということでしょうから、その数字ですね。

それから、そのようにふえておるのに、61ページの療養給付費、ここでは11.3%しか減額になってないわけなんですよ。片一方は5分の1を見ておったけどふえた。こちらはどれだけ見ておるのかどうかということですね。次の高額療養費については40%ということですから、前のページの給付費とほぼ同じですね、38.7%。こちらは40%ということですから、この点について説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 58ページですね。退職の交付金の件でございますが、これにつきましては、当初が、交付金については5分の1減少ということで見込んでいましたけど、実際にはそれ以上の交付金の減があったということでございますので、そういった当初見込みよりも多く見込んでおりましたので減額ということで、その数字につきましては、療養給付費も歳出のほうでも減額になっておりますので、これは社会保険庁からの交付金でございますので、そちらのほうからの交付金の数字に合わせて今回、こういった減少が見込まれるということで減額をしたところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いや、5分の1減少であったけれども、それ以上の減少が起きたからこのように少なくなったということですね。だから、どの程度、減少になったんですかということをお尋ねしてる。5分の1が、例えば5分の2になったとか、その減少率をお尋ねしているわけです。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 申しわけございません。後で減少率については報告をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて質問します。

58ページのところの5,400万円の減額、それと、その次のところで繰入金ということで、一般会計から8,000万円の繰り入れを行うということになってるわけですが、年度末の見通しについてどのように思っておられるか、少しお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 年度末の状況でございますけど、現在、法定外の金額につきましては2億4,000万円ほど見ております。最終的には、年度末においては、法定外につきましてはかなりの減少が見込まれるんじゃないかというふうに見ております。

これにつきましては、国のほうが今年度から1,700億円分の低所得者向けの補助を出すようになっておりますので、そういったものを含めると、年度末においては、法定外等につきましては、かなりの減額が見込まれるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今回の減額について、見込みが大分違ったということだろうと思って、今さっき13番議員からも御質問があったと思いますけども、改めて3月までの見通しのところで、今回5分の1を見込んでいたけれども、さらに減額されたということだろうと思うんですけども、3月までのところでは、その辺の見込みはきちんと立てた内容になっているんですかね。この8,000万円の繰り入れを行うということについて。その部分、確認だけをしておきたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） ある程度見込みではございますけど、この程度でおさまるんじゃないかということで見えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は可決することに決しました。

日程第8. 議案第79号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第8、議案第79号平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 補正予算書の65ページをお開きください。

議案第79号平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。債務負担行為、第1条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。平成27年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

次の67ページの「第1表 債務負担行為」をごらんください。

事項は教習車購入費、期間は平成27年度から平成28年度、債務負担行為の限度額は1,858万5,000円となっております。

今回、購入予定の教習車両は、平成16年6月に購入いたしましたマニュアル仕様の講習車9台の更新車両でございます。来年の6月で12年が経過し、車検も平成28年6月が期限となっております。このため、6月までに納車が終了する必要があります。現在、教習用車両は、契約から納車までに約5カ月程度を要しているところでございます。新年度予算対応では納期の期間が不足することから、購入に必要な予定費用の1,858万5,000円を限度額として平成27年度に契約を締結し、平成28年度6月までを納期とする債務負担行為を行いたく、補正予

算を提出させていただきました。

以上で終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 済みません、ちょっと確認だけです。2年度にまたがって1,858万5,000円ということになりますけども、今年度と来年度のそれぞれの計画、年度別の計画を教えてください。

○議長（岩佐 達郎君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 1,858万5,000円の、今年度と来年度の内訳につきましては、27年度はゼロ円、28年度に全額を計上したいというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は購入台数が何台なのかということですね。

それから、指導員数は現在何名なのか。というのは、指導員がいないと教習はできませんから、だから、まだブルーバードというのが13台ですか、残ってるのが。今、教習用としてですよ。プリウスが10台ということで、今、23台は動いてるような勘定になってるわけですね、成果表から見るとですよ。ところが、指導員がいないことには、これは教習生が勝手に1人で運転というのはできないことになってありますが、購入台数、それから実指導員数がどうなっているのか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 購入台数は9台でございます。指導員数は14名でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、9台ということでありましてけれども、前買ったのは10台あるわけですね。合わせると19台、恐らくプリウスだろうと思いますが、プリウスが19台、それからブルーバードはどうなるわけ、13台はですよ。どのように考えられてあるわけですか、ブルーバード。この9台が納車されると、ブルーバードが廃止されるのかですね。あるいは、ブルーバードをそのまま残すのかどうかということです。

指導員数が今、14人ということになりますと、19台も必要かどうかということなんですよ。14人しか指導員がいないということになりますと、19台の教習車が何で必要なのか、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 免許の種類はオートマチック限定とマニュアルと2つございます。それぞれであれば14台ずつあるのが理想かと思いますが、教習生の数によっては、その日

の教習にもよりますが、オートマチックに偏ったりマニュアル車に偏ったりをいたします。現在はオートマチック10台、それから、実際に教習に使っているマニュアル車は9台でございます。あとは場内での緊急回避であるとか急ブレーキ、それと高齢者講習、それから安全教室の講習の実車講習等に使っております。もちろん教習にも一部使用はしております。実際に教習に主体的に使っているのは9台でございます。その9台の更新でございます、14人の指導員で10台と9台のマニュアル車、オートマチック車をそれぞれ振り分けながら配車をして、今現在、運用しているところでございます。

14人で19台を賄うというのは、先ほど言いましたように免許の種類が違いますので、その日の配車によっては、オートマチックに乗れないとか、あるいは、マニュアル車が足りないとか、そういった日も現実的には生じているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、現在ではオートマチックで免許を取った場合は、オートマチックしか乗れないことになってるわけですね。条件が付きまますからですよ。その比率はどうなってるのかということですね。その比率を1つ調べていただくということをお願いしたいんですがね。入所生の希望車種ですね。オートマチックは何割、それをぜひひとつ調べとってほしいと思います。

オートマチックが多いのはわかりますよ。これのほうが操作が簡単ですから、教習期間も短くなってくるだろうと思いますよ。したがって、オートマチックの希望者が多いのはわかりますけれども、その比率等については、調べてあったらお願いしたいと思いますが。

○議長（岩佐 達郎君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 比率についてでございますが、直近の過去1年間の状況を調べております。少しお待ちください。平成26年11月から平成27年10月、直近1年間の卒業生のうち、マニュアル車による卒業生が197名、オートマチックによる卒業生が205名ですね。ほとんど均衡しておりまして、若干オートマチック車が多いという状況でございます。率的にいきますと、マニュアル車が49%、オートマチックが51%というような状況でございます。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 車の購入というのがいろんな意味を秘めてると思います、今後のですね。まず、車両の耐用年数を何年見ておられるのか、新しい車が入ってですね。

それで、どうしても気になるのが、今の少子化の問題で年々入校者も非常に厳しくなるだろうというふうに思います。民間の競争も激しくなってくると思います。校長として鋭意努力されていると思いますが、その辺をどういうふうに見ておられるか、参考のためにお聞かせください。

○議長（岩佐 達郎君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） まず、耐用年数ですけれども、原則といいますか、基本的にいろんな物品については耐用年数が定められておりますが、一般の車両は6年間が耐用年数とされております。減価償却の時期でございます。教習車両につきましては、非常に使用頻度の内容から見て4年というふうにされているところでございます。早く減価償却をさせて費用を落とすというところは1つの考え方かと思えますけれども、実際は整備等を行えばこのように長く使えるということで、今回の車両につきましては12年経過をしているところでございます。現在、車両の状況からいきますと、特にマニュアル車につきましては、クラッチ部分とかギアの部分のふぐあいが多く、他の学校の生徒さんから比べると、うきはの学校の車は運転しにくいというような評判が出ると今後の教習生の確保にも影響が出てまいります。12年というのは非常に長いかなというふうに思っております。私も何台か乗りましたけれども、何回かエンストをします。それは非常にクラッチがつかない。

先ほど言いましたように、190名ほどの卒業生がいます。1台当たり20名以上の生徒が、初心運転者が毎日かくかくするような運転を最初から行うわけで、非常に損傷は激しくなっております。そういう中で整備を進めながら12年間もたせてきているわけですけれども、先ほど御質問があったように、今後の少子化も含めていきますと、今の状況でいきますと、9台はどうしても必要であります。次期購入に関していきますと、10年後ぐらいに考えなくちゃいけないんでしょうけれども、そのときについては、また検討の必要はあるかとは思っております。今現在、教習生の数も昨年、前々年度よりもふえている状況でございますので、何とか9台の更新を御承認いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 黙っところと思ひよったばってん、ちょっとお尋ねします。

今度は9台ですか、買い換え。前回10台ということで、教習車両が19台と指導員が14名、13番議員からあっておりましたが。ということは、5台は遊ばすということですね、単純に考えたら。その辺の維持費がかかるんですね、車には。その辺の計算をした場合、車を確保しとかんと生徒をどんどん入れられんと。断ることもあるということじゃろうと思えますが、生徒が1人、2人ふえることで、それだけ車を遊ばせて維持しとかなんもんか、その辺がどうも私はちよっとばつと計算しきらんき、計算はしよとでしよう。5台分遊ばせとって生徒をそれだけ。その辺のところ、詳しく説明してください。

○議長（岩佐 達郎君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 先ほども御説明しましたように、免許の種類が2つございます。10台と9台ということで19台に14人の指導員であると、当然、計算上、5台が稼働しない

という時間があります。ただ、生徒がそのとおりに入校して、そのとおりに通ってくるということであれば、全車の稼働が可能になりますけれども、例えば、マニュアル車だけが教習に来る日であるとか、オートマチック車が多いときであるとか、そういった場合について、教習員の指導する分だけの車を置いておけば、逆にオートマチックだけが回ってしまうと、今度は、残りのマニュアル車の指導員は、今度は指導員も浮くという形になるわけでございます。そういう状況もでございますので、今の教習状況から見て、先ほども申し上げましたような卒業生の数の実態からいけば、今の数が必要かというふうに判断をしております。（「計算したことあると。遊ばせとる車と生徒の実態というか、その辺で。何ぼもうかりよるか損しよるかぐらい」と呼ぶ者あり）

細かい計算まではできませんけれども、費用対効果というのもございますので、幾ら費用をかけて幾ら効果を出すかということから考えれば、費用という言葉は当然出てくるわけで、コストをゼロにするというのは、これは無理ではないかなというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 私の頭では考え切らんとかもしれんばってん、どうも必要ならもちろんそろえなんけど、必要でない分までそろえとかなんとかなと。準備して待っとかなんとかなと、単純に思いよっとですよ。自動車学校は、去年だったかおとしだったか、赤字が出て、経営が市営では無理なんじゃないかという話まで出とったとですね。それで民営化したらどげんかという話まで出とった中で、えらい景気よか話ですね。何年か前、新車10台入れて、今度一気にやると。また9台。これを何台ずつか小分けして買うということ、分けて買うということは考えんやっただとすかね。その辺まで、少しは理解できるばってん、一気にかえよるといことですよ。買うても遊ばせておくと。

生徒は大体シーズン別に見たら、何かあったですね。何月か覚えんばってん、多い時期と、あとはずっと少ないですね。2カ月ぐらいに集中してきて、あと10カ月ぐらいはほとんど生徒数も少ないというときのためにも、一番生徒数の多い時期のために車を用意しとって、あと10カ月は遊ばすと。その辺のことも含めて、もう1回お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 車を遊ばせてるというわけではなくて、9台の車を回しながら運用していくということでございますので、余計な車を、使わない車を遊ばせるという形で計画をしてるわけではございません。

それと、先ほどおっしゃったのは繁忙期のことだと思いますけれども、繁忙期は夏休みから9月にかけて、それから、12月から3月にかけてということで、約5カ月近く繁忙期がございます。この間に教習生が集中をしている状況でございます。特に冬場の繁忙期につきましては、なかなか予約しても乗れないという状況の中で、オートマチック車とマニュアル車をそれぞれ教

習生の中で配分しながら何とか運用しているところがございますので、教官もそうですけれども、目いっぱい時間を使ってやっているところがございますし、特に冬季につきましては1時間延長しまして、9時間の教習時間を設けてやっているところがございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第79号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は可決することに決しました。

日程第9. 議案第80号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第9、議案第80号平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 議案書の69ページをお開きください。

議案第80号平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

済みません、74ページのほうをよろしく願います。

1款1項1目一般管理費、13節委託料404万1,000円の増額補正です。補正の理由といたしましては、平成28年3月末でリースが切れます下水道施設管理システムが、現在、旧浮

羽、旧吉井2台で運用しております。2台で運用するか、それとも統合するかを検討中でしたが、その方向性が出たことから、今回、補正を行い、平成28年3月までにデータ変換、統合を行うものです。今回の統合により、平成31年度から実施予定の公営企業会計に対応できること、システム2台が1台になり業務の効率化が図られること、システムの賃借料、保守点検料が軽減されるというメリットがございます。

次ページをお願いします。

3款1項2目23節償還金、利子及び割引料105万2,000円の減額補正です。理由といたしましては、市債利子の確定によります補正でございます。

次ページをよろしくをお願いします。

4款1項1目予備費298万9,000円の減額補正です。財源調整によるものでございます。以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 74ページでお尋ねします。

今まで2台で運用しておったけれども、これは統合ということになると1カ所に集約することになりますが、そのための経費が364万円ということでもありますけれども、これを統合することによって、どれだけの経費の節約ができるわけですか。それが試算されておったら。

また、1台に統合するということになりますと、どっか1カ所になるわけですね。吉井浄化センターか、あるいは浮羽の浄化センターかどっちかにしなきゃならんけれども、大きさからいくと、当然、吉井の浄化センター1カ所で運用することになりましようけれども、そのデータの中にはどう入っているのかですね。

問題は、特別環境保全公共下水道というのは、現在3カ所なんです。吉井浄化センターと浮羽浄化センター、それから屋部浄化センターという3カ所あるわけですよ。この3カ所で今までやっとなのが、吉井のほうは1台で——屋部とですね、2つの浄化センターがやっとなと思えますけれども、この中には水道使用料金のデータも入ってくるわけですか。今まで使用料というのがいろいろ出てきますけれども、皆さん方は使用料の内部については今まで公表してないんですよ。たしか18年度は公表しましたけれども、それ以降は、経費だけがやってあるけれども、使用料とか負担金の納入というのは全くわかってない。一緒にやってあるからですよ。したがって、そういう使用料等についても処理場ごとにデータが入ってくるのかどうか、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 2点、御質問があったと思います。

1点目につきまして、統合するメリットの件でございます。今回404万1,000円を投入することによって、パソコンが次、1台になりますので、リース代と保守点検料が2台分が1台に減ります。試算によりますと、平成33年でイニシャルとランニングの比較が終わって、33年になったら、それから安くなっていくというような試算をしておるところでございます。それと、何よりも公営企業会計にマッチしていないということで、まず、そこを公営企業会計にマッチしておくことが今回のシステム更新の大きなところでもございます。

2点目につきまして、システムの内容と、それから何が入っているかの件でございますが、まず、システム自体は処理場にはございませんで庁舎内でございます。それで、システムの中には下水道を整備したときの管渠の情報、それからいろんな台帳、それから、先ほど申した使用料関係のほうが入っている統合管理システムでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そこで、試算はどうなってるかということですよ。今までは2台で管理しておったけれども、これを1台にすることによって、大体どの程度の節減ができるのかということですね。404万1,000円、今度このために、統合するために経費が要るわけですよ。統合したためにどの程度の節減ができるかという試算ができてあつたら。

それから、今、使用料等について処理場ごとにわかっているという、そのデータはあるわけですか。いつからそのデータが残ってるのかどうかですね。ありましたら1つ出していただくと、我々は所管でございますから、ぜひ参考にしたいと思っておりますので、データをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 試算の件でございますが、最終的には2万1,000円ぐらいのメリットが出てくるという試算をしております。

それと、さっきのデータの件につきましては、取り扱うデータの詳細な項目等によりますので、別途、協議させていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） このリースの期限に基づいて2台が1台になってくるということございまして、公営企業会計の件についてお尋ねしたいんですが、委員会でも決算の折に、県のほうの指定された決算だと思んですが、非常に企業会計、複式の関係からすると非常に見にくいということで、今、課長の所管のほうで、それに沿うような形で、とりあえずの決算の見直しをしていただいております。この公営企業、本来この形であるべきなんですけども、これの

データ変換をするときに、そこに切りかえるのかどうか確認をしておきたいと思うんですが。本来あるべき企業会計手法に切りかえていくのかどうか、確認ですが。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 今回のシステムは、あくまでもシステムの統合でありまして、公営企業会計では、まず資産台帳の整備、それから資産台帳を整備した後の資産の価値等々の部分を整理していく必要がございます。その部分は、また別途、公営企業会計に向けて業務を出したりする必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第80号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は可決することに決しました。

ここで暫時休憩とします。午前11時より再開します。

午前10時46分休憩

午前10時59分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

日程第10. 議案第82号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、議案第82号久留米広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 議案書の4ページをお願いいたします。

議案第82号久留米広域市町村圏事務組合理約の変更について。

地方自治法第286条第2項の規定により、久留米広域市町村圏事務組合理約を別紙のとおり変更する。平成27年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由。

平成28年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合の事務所の位置を変更することに伴い、久留米広域市町村圏事務組合理約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

久留米広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約。

久留米広域市町村圏事務組合理約の一部を次のように改正する。第4条中「北野町中3245番地3」を「東櫛原町999番地1」に改める。

附則。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

補足説明をいたします。

現在、久留米広域市町村圏事務組合におきましては、久留米市役所の北野総合庁舎の一部を借用いたしまして事務所を置いております。今回、合川町の筑後地域消防指令センターが完成をいたしております。また1階、2階のほうは久留米消防本部の東出張所になっておりますけれども、そちらのほうに指令センターが移る関係で、現在、櫛原町の久留米広域消防本部の4階、司令室が空き室になりますので、そちらのほうに事務所を移転するものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第82号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第86号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第11、議案第86号市有財産の無償譲渡についてを議題とします。説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 議案書15ページをお願いいたします。

議案第86号市有財産の無償譲渡について。

市有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。平成27年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1、譲渡財産の表示、物件は建物でございます。所在地が、うきは市浮羽町朝田578番地。構造、木造瓦ぶき一部スレートぶき平屋。面積、282.54平方メートル。

2、譲渡の相手方、うきは市吉井町347番地1。社会福祉法人うきは市社会福祉協議会、会長、石井忠孝。

3、譲渡の理由、うきは市社会福祉協議会より障害者就労支援施設として使用したい旨の要望があったためでございます。

4、譲渡の時期、平成27年12月28日。

補足説明をいたします。

場所につきましては、うきは市民センターの南東に駐車場がございます。社協が運営している白鳥の家というのがございまして、パン工房というのがございます。その西側にある建物でございます。元労働会館という名称で使用していた部分、それから、スレートの部分が白鳥の家で、今も使っておるところでございます。そちらの建物につきましては、譲渡理由にありますように、社会福祉協議会のほうが障害者就労継続支援施設として使用したいという申し出がありましたので、無償で譲渡したいということで議決をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 障害者就労支援施設ということでございますので、その構想がわかってあればお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） まず、社協といたしましては、この施設の譲渡を受けた後に2つの方法を考えていらっしゃるということでございます。

まず、日本自転車振興会による助成に応募をいたしまして、これを障害者就労施設として改修する方法。それから、もう一つ、同じような団体が日本財団という財団がございます。そちらのほうに応募して、同じく改修をして就労支援施設として使いたいというような計画を持っておられるようでございます。

どちらに応募するかは社協のほうが決定的ところでございますけれども、自転車振興会のほうが採択された場合は改築が必要ということになるようでございます。その場合は社協のほう解体をいたしまして、新たな就労支援施設として使うと。これにつきましては、就労支援施設のB型という施設を予定しておるようでございます。B型の施設につきましては、障害者の方がそこで就労に関していろんな訓練を受ける、そういった施設。また、将来的には、親のいらっしゃらない障害者の方が出てくる可能性もいらっしゃるということで、そういった方が宿泊しながら会社のほうにも通勤できるような形での、簡易的な宿泊ができるようなものも備えたいというような計画を持っておられるというところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第86号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は可決することに決し

ました。

日程第12. 議案第87号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、議案第87号うきは市納骨堂の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（重富 孝治君） 16ページをお願いいたします。

議案第87号うきは市納骨堂の指定管理者の指定について。

下記のとおり、地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市納骨堂。

2、指定管理者に指定する者、うきは市吉井町1026番地14、広園納骨堂管理組合。

3、指定する期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。これにつきましては、平成28年3月31日で指定期間が終了するため、5年の延長を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） うきは市の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例というのがあります。この第8条の中に「指定管理者は毎年5月31日までに事業報告書を市長に提出しなければならない」と決められてあるわけですね。この納骨堂管理組合もやはりこういう報告書が提出されてるかどうか、これについて回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（重富 孝治君） 指定管理者の事業報告書につきましては、毎年度、提出をさせていただいております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） うきは市の納骨堂ということですので、私どもは経過がわからない部分がありますので、できればいつごろからこういうふうになっておるのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（重富 孝治君） 広園納骨堂の関係につきましては、昭和45年度に同和

地区改善整備事業の補助金を受けまして建設をしております。45年が経過しております。これにつきましては、吉井町時代は委託で行っておりまして、現在は指定管理で指定を行っておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第87号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第88号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、議案第88号うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） 17ページをお開きください。

議案第88号うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり、地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

記。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設、別紙のとおり。
- 2、指定管理者に指定する者、別紙のとおり。
- 3、指定する期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

これにつきましては、管理を行わせる施設、指定管理者に指定する者は下記のとおりですが、数が多ございますので、別紙18ページをごらんください。今までどおり27施設を引き続き指定管理していきたいと考えております。指定期間は、現在の期間が28年3月31日までとなっておりますので、新たに28年4月1日から平成33年3月31日までとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 前の納骨堂と同じですけれども、これについてもやっぱり報告をしなきゃならんようになってるわけですね。業務の実施状況、それから利用状況、利用料金の収入実績、それから経費の収支状況、その他ということで、毎年これは管理組合のほうから報告しなきゃならんわけですね。指定管理者制度をとってますから。私、以前も申し上げたことがあったんですけど、いっそのこと、これは継続して使用することはわかってますから、私、以前申し上げたのは、地方自治法の244条の2の第2項、「地方公共団体は、公の施設のうち、条例で定める特に重要なものについては、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならない」ということですから、こういう同意を得れば、さっきの納骨堂でもこれでも同じ。指定管理者制度の適用にならんから、こんな面倒なことをやらなくていいわけですね。

ところがこれを続けると、毎年この書類を出さなきゃならんということですよ。これを出させるということは、利用状況もですけど、料金収入の実績が欲しいわけですね、本当はですよ。全ての公の施設を管理させるためには指定管理料というのを払いますから、その指定管理料の算定のためには利用料金の設定、これと報告が必要なんですよ。場合によっては、利用料金を変えることもできるわけですよ、指定管理者はですよ。もちろん市長の許可を受けてということですが。

そこで、この27の施設のうち、利用料金が黒字になってる組合は幾つあるわけですか。あるいは、今のままだったら、赤字が出てる組合があるかどうかですね。そういうものについては、市はどのような指導をやってるのかですね。ちゃんと地方自治法の中に決められてあるからですよ。それがやられてるかどうか、その点について回答をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） これらにつきましては、ほとんど、実際にやっていただいておりますのは利用料でございます。利用料は、それぞれ主に電気料、主に修繕料と場合によっては借地料等もございますが、そのような収入と支出の整合を図っておるところでございます。

今のところ速やかに報告を求めています。現在のところ赤字といったようなことはございません。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そこで、指定管理者制度を続けるのか、いっそのこと244条の2の第2項で永久に使わせるようにしたほうがいいわけですよ。何もないわけでしょう。今、指定管理者制度をとってるけれども、この27の組合、あるいは広園も同じですけど、指定管理者制度を適用してるために、毎年、特に納骨堂の事業とはどういうことが報告されてるか知りませんが、業務の実施ということが報告されてると思いますけれども、どうせ永久に使用させなきゃならん施設ですから、だから、指定管理者制度を外して、地方自治法で決められてるとおり議会の3分の2の賛成が要る、それは認めてあるから、その方法はできないかどうか。これはむしろ市長にお願いしたいと思いますが、そういう制度が法的に認められてあります。これで利益を得るか何かだったら、当然、指定管理者制度できちっと料金体系も把握しなきゃならんでしょうけれども、問題は、組合でそれぞれ料金が違うと思うんですよ。この組合の中でも使用料というのは。したがって、そういうものはやっぱり組合に委ねて、こういうものを永久に使用させるという条例を適用したほうが便利なような気がするわけですが、市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件については、制度を私が十二分に熟知していないところもありますので、十二分に調査して調べをさせていただきと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この際、確認で。今、13番議員からあった件についても承知をいたしておりますが、現在はこの27ですか、簡易水道の施設、維持管理の施設ですね、ポンプ等。これは公費をもって、かかる費用については公費負担だというふうに認識をしているんですが、その辺をちょっと説明いただけませんか。

○議長（岩佐 達郎君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） 現在の簡易給水施設は、昭和50年ごろから山間部の住民の方の生活用水の確保のために、国、県、市町村からの補助事業であります山村振興事業によって、この簡易給水施設を整備しております。この事業制度により——旧浮羽町でございますが、が事業主体となり設置された経緯がございます。その後、合併後も、うきは市の条例により市の管理下に置かれたものでございます。したがって、立派な公の施設でございます。

それから、先ほど御質問があった件でございますが、うきは市では平野部は近い将来、上水道ということを考えております。そうなれば、うきは市が飲み水につきましては責任を持ち管理を

することになってまいります。一方、上水道が来ない水道法適用外のこれらの27施設につきましては、やはり飲み水も同じうきは市民の方が飲まれるものでございますので、この事情からも引き続き指定管理を続けたいというふうに考えておるところでございます。

協定を各組合と結んでおりまして、例えば、管理施設の修繕等がございましたときには、市が実施をするということでございます。特に山間部の方々につきましては、非常に僻地でございます、少ないところは数世帯ということで、高齢者の方ばかりでございます。しかも、役員の方々も高齢者。でも、若い方がいらっしやらない。日々の管理、例えば、いろいろな滅菌器とか薬剤を入れたり、その管理は問題なくしていただいておりますけども、一旦大きなふぐあいとか生じますと、とても地元だけでは対応ができませんので、大きな施設整備、工事の際には指定管理をしておる関係から、地元と連携しながら、市がほとんど中心となって実施をしております。特に災害等が今回いろいろ起きまして、県道の関係とか出てきますと、県土整備事務所との折衝、それから書類の提出等がございます。そういうのを80代、90代の方々にはとても無理でございますので、そういう場合は指定管理をしておることから、市のほうが全てそれを行うことができております。住民の生活に直結する水でございますので——わかりました、以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 御丁寧にありがとうございました。よくわかりましたが、そういうふうに認識もしておりましたけど、確認でした。

これ、先ほどもありましたけど、使用料ですね、水道料金、簡易水道の。これはそれぞれで決めてこうやっているのか、条例等を見ればわかるんですけど、その辺も説明いただけませんか。

○議長（岩佐 達郎君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） 簡潔にお答えいたします。

これはそれぞれポンプとかによって電気料、修繕料いろいろございますので、それぞれの施設によって違います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第88号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第91号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議案第91号うきは市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。徴収対策室長。

○徴収対策室長（段野 弘美君） 説明いたします前に、今回、さきにお配りしておりました12月議会の議案第91号うきは市税条例等の一部を改正する条例の制定について、修正事項がございまして、大変申しわけございませんでした。今後このようなことがないように注意いたします。本当に申しわけございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。議案書25ページをお開きください。

議案第91号うきは市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。議案の朗読は省略します。

このたびの改正につきましては、平成27年度の地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されました。これに伴いまして、うきは市税条例の一部を改正する必要がありましたので、今回の市議会に議案を上程し承認を求めるものでございます。

改正内容ですが、猶予制度——徴収等換価の猶予ですが、その具体的な内容について各自治体の条例に定めることとなったところです。これを受けまして、条例を定めるに当たりましては、国税の基準を緩和する、または強化することがないことから、国税の基準に準拠する規定としております。

それでは、新旧対照表の1ページを御参照申し上げます。

第8条第1項は、猶予期間内に徴収猶予に係る徴収金の分割納付等で、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況や、ほかの状況から見て、合理的かつ妥当なものは分割して納付等をさせることができるものとしているところです。

第2項は、徴収の猶予期間は原則1年以内になっておりますが、地方税法第15条第4項に規定している特例としまして、2年まで延長できることを準用するとしております。

第3項は、分割納付等の期限及び金額を定めたときは、徴収の猶予を受けた者は延長を受けた者に対して通知をしなければならないとしております。

続きまして、第9条は徴収猶予の申請手続等で、第1号は、その申請書の記載事項で、第1号が災害、盗難などを受けた事実及び一時に納付等を行うことができない事情の詳細、第2号が該当徴収金の年度、税目、納期限及び金額、第3号が猶予金額、第4号が猶予の期間ですね。第5号が分割納付の有無、第6号が徴収された担保の種類、数量等です。それを示すようになっております。

同条第2項が申請の添付書類で、第1号が、地方税法第15条第1項各号に規定しております災害、盗難等の徴収猶予の要件に該当する事実を証する書類となっております。第2号が納税者の財産、資産、負債の状況、第3号が、納税者の猶予を受けようとする前の1年間の収支状況など、第4号が、猶予金額が100万円を超え、かつ3カ月を超えるときは、地方税法施行令第6条の10に規定している担保を提供するために抵当権設定に必要な書類を添付することとしております。

第3項は、地方税法第15条第2項に規定している法定の期限から1年経過後に納入すべき税額が確定したとき——いわゆる課税遅延ですね。そのときの徴収の猶予の申請書の記載事項で、第1号に、納付することができない事情の詳細、第2号に、第9条第1項第2号から第6号に規定している該当徴収金の年度、税目、納期限及び金額、猶予金額と期間、分割納付の有無と担保の種類などを示すようになっております。なお、この申請書にあわせて、前項第2号から第4号に掲げている財産目録、資産、負債の状況、猶予を受けようとする前の1年間の収支状況などと、猶予金額が100万円を超え、かつ3カ月を超えるときは、地方税法施行令第6条の10に規定している担保を提供するために抵当権設定に必要な書類を添付することとしております。

続きまして第4項は、徴収の猶予期間を延長する場合の、その申請書の記載事項といたしまして、第1号が、延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額、第2号が、猶予期間内に納付できない理由です。第3号が延長する期間、第4号が、分割納付の有無及び担保の種類などを示すということになっております。なお、申請書とあわせて、添付書類といたしまして、第2項第2号から第4号に掲げております財産目録、資産、負債の状況、猶予を受けようとする前の1年間の収支状況など、猶予金額が100万円を超え、かつ3カ月を超えるときは、地方税法施行令第6条の10に規定している担保を提供するために抵当権設定に必要な書類を添付することとなっております。

第5項は、地方税法第15条の2第4項に規定している震災、風水害などによる徴収の猶予及び期間の延長をするときに書類の添付が困難なときの免除規定になっております。

第6項は、提出された申請書、添付書類に不備があったときは、訂正などの期限を訂正等の通

知を受けた日から20日以内とすることとしております。

続きまして、第10条第1項は職権による換価の猶予の手続などで、市長の職権による猶予期間内の猶予に係る徴収金の分割納付等で、当該猶予を受ける者の財産の状況やほかの状況から見て、合理的かつ妥当なものは分割して納付等をさせるものとしております。

第2項は、職権による換価の猶予をしたとき、必要な場合は、前条第2項2号から第4号に規定している財産目録、資産、負債の状況、猶予を受けようとする前の1年間の収支状況などと、猶予金額が100万円を超え、かつ3カ月を超えるときは、地方税法施行令第6条の10に規定しております担保を提供するために抵当権設定に必要な書類を求めることができるものとしております。

第3項は、職権による換価の猶予をしたとき、その猶予期間は原則1年以内になっておりますが、特例として2年間の延長について準用することとしております。

第10条の2は、申請による換価の猶予の申請手続等で、滞納者の申請により、猶予期間内の猶予に係る徴収金の分割納付等で、当該猶予を受ける者の財産の状況や、ほかの状況から見まして合理的かつ妥当なものは、分割して納付とさせるものとしてしているところです。

同条第2項は、申請による換価の猶予をする場合は、納期限から6月以内に、第1号、納付等を行うことで生活などが困難になる場合、そのときの事情の詳細です。第2号の該当徴収金の年度、税目、納期限及び金額、猶予金額、猶予期間、担保の種類など、第3号の分割納付における各納付期限及び納付金額が記載されました申請書を提出しなければならない。なお、この申請書とあわせて財産目録、資産、負債の状況、猶予を受けようとする前の1年間の収支状況などと、猶予金額が100万円を超え、かつ3カ月を超えるときは、地方税法施行令第6条の10に規定している担保を提供するため抵当権設定に必要な書類を添付することとしております。

同条第3項は、徴収の猶予の期間を延長する場合の申請書の記載事項としまして、第1号が担保の種類など、第2号が該当徴収金の年度、税目、納期限及び金額、猶予期間内に納付できないことなど、それと延長する期間、第3号が、分割納付における各納付期限及び納付金額が記載されました申請書を提出しなければならないとしております。なお、この申請書とあわせて財産目録、資産、負債の状況、猶予を受けようとする前の1年間の収支状況、それと猶予金額が100万円を超え、かつ3カ月を超えるときは、地方税法施行令第6条の10に規定しております担保を提供するための抵当権設定に必要な書類を添付することとしております。

次に、同条第4項は、提出された申請書、添付書類の訂正期限を、第9条第6項に規定している通知を受けた日から20日以内とすることとしております。

第10条の3は担保の徴収で、徴収、換価の猶予する場合は、地方税法施行令第16条第1項各号に規定しております土地、建物などの猶予に係る金額に相当します担保を徴収しなければな

らないとしておりますが、猶予金額が100万円以下及び3月未満並びに担保を徴収することができない特別な事情があるときは、担保の徴収を免除するということになっております。

○議長（岩佐 達郎君） 税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） 続きまして、第2条について説明させていただきます。議案書の29ページをごらんください。

ページ中ほどから少し下の第2条、うきは市税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

この改正につきましては、平成27年度の地方税法の一部を改正する法律が、ことし、平成27年3月31日に公布されましたが、これに伴い、うきは市税条例の一部を改正する必要がありましたので専決により改正しましたが、その後、国からの通知に基づきまして、改正条例の一部を改正するものでございます。お手元の新旧対照表の6ページからもあわせて御参照ください。

今回の改正は、マイナンバー制度の施行によりまして、うきは市税に係る納付書等の記載内容についての規定に関しまして一部改正を行うものでございます。具体的には、税金の納付書及び納入書の記載内容から法人番号の記載を削除するものでございます。また、それに伴います条文の文言を改正するものでございます。

次の30ページからの附則につきましては、施行期日や経過措置等を規定しているところでございますので、説明を省かせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 徴収対策室長のほうから先日、先ほどありましたとおりに修正が各議員のところに送達、配布されました。これをまた見まして、今、御丁寧な説明でしたけど、なかなかこれ、ここで、本会議で説明して理解できるようなものでもありませんし、全協で資料をいただきました。基本的なことは了解をしているところであります。

ただ、お聞きしたいのは、宇野課長の関係になるんですかね。複数条例の改正形式がとられております。それで、第2条の説明がございました。そこで冒頭に「第2条、第1条のうち」という表現があります。これ、第1条というのは段野室長の所管の第1条だというふうに思うんですが、これ、経過措置、附則をことしの3月31日付の税条例の改正の附則第1条の第4号を見てもみますと、専決をした、そして国のほうから、さらに条例の——地方税法の関係でさらに専決した部分の改正をということなんでしょう。そもそもの3月31日に改正した施行日が、行政手続に係る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日とあります。これはいつなんでしょう。現にこれは施行されているのか、まだ施行

されてないけども、地方税法の改正で、まだ施行前の条例を改正しなければならないのかというのがなかなかややこしくて、これを解説なさってる方もいらっしゃるかもしれませんが、ちょっとわかりづらい。

まず、聞いているのは、この「1条のうち」というのが、段野室長の説明された第1条の本文を指して改正してるんだということと、例規集で見ますと、施行日がまだここに、さっき言いましたとおりに行政手続云々に関する法律の施行の日とありますが、まず、この説明をいただけますか。

○議長（岩佐 達郎君） 税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） 御質問は2つあったと思います。

まず最初の、29ページの第2条のところの下の「第1条のうち」というところがちょっと不明だということだと思いますが、この第1条といいますのは、6月議会のときに専決処分した分を報告して承認を受けた分のところの第1条でございます。これについてのことを示しております。ですから、きょうはそのときの議案書をお持ちでないかもしれませんが、6月議会のときに専決処分の報告させていただいた分の条例のところでございます。

それから、施行日については、この3月31日に公布された地方税改正については、施行日は平成28年1月1日となっております。ですから、まだ来ておりません。来年1月1日ですので、まだ条例——例規集には溶け込んでおりませんので、まだ記載ができておりませんが、施行日は1月1日ということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） わかりました。これは今の2点は理解できました。

それで、内容云々は、概念的にはきのう理解をしたところであります。ただ、このややこしい条例を、これは法律が変わったから、もう、本会議でいきなりこの場で説明をして、これは内容によると思うんですよ。やはりこれは付託してから、しっかりその辺の要点を理解せずに、これの賛否を問うたところでなかなか難しいんですが、このあたり、どなたにお聞きすればいいんですかね——市長公室長か総務課長か。こういうことで、どんなややこしい難しい条例であっても、国の法律が変わったら、即、初日に、付託もせずにやるということを今後も続けていくのかどうか、その辺、ちょっと見解を出してください。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案の説明については、全員協議会等を通じて丁寧な説明には今後とも努めてまいりたいと思いますが、あと、議会での審議につきましては、議会運営委員会等で審議されることだと思っておりますので、そこで対応をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 失礼しました。先般の議運で付託するかしないかということで確かに決めました。

ただ、この提案そのものが、付託するかしないかというそのものが議会で決めることだというふうに今、認識しましたが、その辺は協議の余地があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺はまた御理解をいただいた上で御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 徴収対策室長から、変わった点が詳しく説明をいただきました。

大体わかるんですけども、例えば、これができたことによって、今まではこうでこうなるという、何か例題か何かを出していただくと、もう少しわかりやすいかなと思いますけれども、その辺の説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（段野 弘美君） 今回、制度として新設されたのは、申請による換価の猶予ですね。これまで、徴収の猶予と換価の猶予の職権でやる分につきましては、国税の規定に準じてこれまで各自治体、取り扱いをしているところです。先ほど申しましたとおり、今回の制度の中でできたのは、申請による換価の猶予、これが新設されたということが新しい制度です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、これは親法の改正に伴うものでありますから、当然、親法でそう決まったものですから、地方公共団体でも条例で定めなきゃならんということが決められてありますから、当然、条例に上がってくるのはわかります。ところが、この制度は以前からあったわけですよ。全く改めて今度できたものではない、今、おっしゃるようにね。以前からあったけれども、これを利用してないというのが今、地方公共団体のやり方なんです、今までがですよ。だから、幾ら条例をつくっても、これを活用しなきゃ何にもならないということなんですよ。

だから問題は、第15条で震災、風災害、火災、その他の災害、盗難、それから病気または負傷、事業の廃止、休止、こういうことがあった場合が徴収の猶予が申請できるわけですね。だから皆さん方は、こういう事態が生じた場合は、この制度を利用してしなきゃならんのですよ。こうやりなさいと、申請しなさいと。じゃないと、こういう制度があっても納税者が知らない、これをやらないわけなんです。だから、徴収の猶予ができる。もちろん徴収の猶予というのは2年までしかできないことになってるわけなんです。これは地方税法ではそう決まっていますからね。

しかし、そういうことをやりますと、時効中断の効力も出てくるわけですよ。猶予を許可されますと、市長から通知されますと、そこで時効が中断することになりますから、もちろん時効中断ですから督促もできない、催促もできない、その間はですよ。だから、いい制度ができて、それを利用する、いわゆる活用する方法を、今後、十分検討していただきたいと思うわけなんですよ。これは活用しなきゃ絵に描いた餅と同じになりますから、これについてはひとつ所管でしっかり、こういう事態が生じた場合は、ぜひこういう制度がありますからこれをやりなさい、そうすると1年は市役所としても猶予しますから。だから、公にも猶予が決まることになりますから、この猶予があれば、その間、督促も受けなくていいし、納税者にとっても便利でありますから、いい制度ができますけども、その活用を十分検討していただくようお願いしたい。答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（段野 弘美君） 今回の制度につきましては、議員言われるように、以前から徴収の猶予と換価の猶予、職権による分はありました。それで、今回また申請による換価の猶予が新設されましたので、市民に対しましては、広報うきは、ホームページで周知を図りたいと思いますし、納税相談を随時やっておりますので、滞納者の状況、そういうことを聞き取りながら、こういう制度がありますからということで周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第91号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号については可決することに決しました。

日程第15. 議案第92号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、議案第92号うきは市と畜場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 31ページをお開き願います。

議案第92号です。うきは市と畜場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

次のページをお願いいたします。

うきは市と畜場設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

うきは市と畜場設置及び管理に関する条例は廃止する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

廃止の理由といたしましては、平成27年8月28日に火災が発生し、現在、施設の使用にたえなくなったこと。また、指定管理をしておりました浮羽朝倉食肉生活衛生同業組合が平成27年10月23日をもって解散をしたため、指定を取り消ししております。このことから、うきは市と畜場としての用に供さなくなったため、条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第92号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は可決することに決しました。

日程第16. 請願の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす12月4日から12月6日までは休会とし、12月7日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時54分散会
